

# 倫理規程

## (総則)

第 1 条 この規定は、医療法人社団丘生会 介護老人保健施設西町セントラル・ヴィレーの役員及び職員が遵守すべき倫理規準について定める。

## (適用)

第 2 条 この規定は、医療法人社団丘生会 介護老人保健施設西町セントラル・ヴィレーの役員及び職員に適用する。

## (基本的態度)

第 3 条 役員及び職員は、病状安定期にある要介護高齢者等に必要な看護・介護・機能訓練を中心とした医療ケアと日常生活サービスを提供するとともに、要介護者等がその有する能力に応じて、在宅での自立した日常生活を営むことができるよう、業務を遂行しなければならない。

## (信頼関係)

第 4 条 役員及び職員は、利用者及びその家族との間に相互信頼関係を築くため日頃から清廉潔白な態度と言動に注意し、信用を害す行為、不名誉となる行為をしてはならない。

## (安全の保障)

第 5 条 役員及び職員は、医療ケアと日常生活サービスでは常に安全に心がけなければならない。

## (守秘義務)

第 6 条 役員及び職員は、開示が認められる又は法的に義務付けられる場合を除き、業務上知り得た個人の秘密は厳守しなければならない。

## (人権の尊重)

第 7 条 役員及び職員は、利用者に対して差別のない処遇と人権の尊重に心がけなければならない。

## (事情説明)

第 8 条 役員及び職員がこの規程に違反する行為を行った時は、または、違反する行為を行っているという疑惑が発生した時は、事情説明を求めることがある。  
事情説明を求められた役員及び職員は、事実を説明しなければならない。

以上